

神奈川県弁護士会所属・弁護士法人小田原三の丸法律事務所及び竹久保好勝会員に関する情報提供（Q & A）

2025年10月10日 改訂

Q 1 基本情報

Q 1 対象会員の基本情報を教えてください。

A 1 以下のとおりです。

1 (1) 対象弁護士法人会員名：弁護士法人小田原三の丸法律事務所（べんごしほう じんおだわらさんのまるほうりつじむしょ、以下「対象弁護士法人」と言います）

・届出番号： H-554

・事務所所在地：〒250-0012

神奈川県小田原市本町1-7-20三の丸ビル

電話：0465-24-3358

FAX：0465-24-3347

(2) 対象弁護士法人の破産手続に関する情報

・事件番号：横浜地方裁判所 令和7年（フ）第2511号

・破産管財人： 〒231-0005

横浜市中区本町1丁目3番地 綜通横浜ビル8F

立川・及川・野竹法律事務所

電話：050-1792-8330、050-1792-8053

FAX：045-664-9118

破産者弁護士法人小田原三の丸法律事務所

破産管財人 弁護士 及川 健一郎

2 対象弁護士会員名：竹久保 好勝（たけくぼ よしかつ 以下、「対象弁護士」と言います）

・登録番号： 13591

・事務所所在地：〒250-0012

神奈川県小田原市本町1-7-20三の丸ビル

弁護士法人小田原三の丸法律事務所

電話：0465-24-3358

FAX：0465-24-3347

Q 2 臨時相談窓口

Q 2-1 臨時相談窓口を設置した経緯や目的を教えてください。

A 2-1 当会は、令和7年10月7日に対象弁護士法人及び対象弁護士（以下、両会員を合わせて「対象弁護士ら」と言います）に対し、懲戒が相当かどうかの調査を開始することとし、同年10月8日に、対象弁護士らが懲戒手続に付されたことの公表を行いました。

調査請求の理由の要旨は、次のとおりです。

(1) 対象弁護士法人は、受任している多数の遺産分割事件・遺言執行事件等において、預貯金の解約金や不動産の売買代金等を預り金口座に預かっていたところ、その資金を恒常的に依頼者に無断で移動しており、残高を大幅に減少させるに至っております。対象弁護士法人の直近決算期（令和7年6月期）の決算報告書における「顧客預り金」に対して、同報告書記載の「預り金口座」（当会に届出がなされている2口の口座の合計）及びその他の預金及び現金を含めた「現預金」の残高は大幅に不足しております。このような状況からして、対象弁護士法人による預り金の流用は明らかです。

また、対象弁護士法人は、現在、一部依頼者らから預り金の返還を求められていますが、返還できる状況になく、応じておりません。

(2) 対象弁護士法人は、預り金口座の資金を報酬口座へ恒常的に移動していたものであり（調査によれば直近3年ほどは月末に数百万円～2000万円をまとめて預り金口座から報酬口座へ移動していました）、報酬口座から各種事務所経費の支払がなされていることからして、預り金を自己の資金と区別せず、漫然と各種事務所経費に充てていたものと言えます。

(3) こうした対象弁護士法人の行為は、当会の業務上の預り金の取扱いに関する会規に違反するものです。

(4) 対象弁護士は、対象弁護士法人の代表社員であり、同法人の受任事件に関する資金の扱いについて、他の在籍弁護士に相談することなく、全て独断で決定し、職員に対して指示しており、同法人の上記のような流用行為も、全て対象弁護士の指示に基づくものであるため、同法人と同様の非違行為が認められます。

なお、より詳しい内容は、当会ホームページに掲載されている「懲戒手続

に付された事案の事前公表について」をご覧ください。

当会では、ホームページ及び記者会見による公表の他、依頼者の方々からのご相談に応じられるように、臨時相談窓口を設置いたしました。

Q 2－2 臨時相談窓口にはどのような方が電話をすることを想定していますか。

A 2－2 依頼者の方々からのご相談に応じることを目的としております。したがって、臨時相談窓口は対象弁護士らの依頼者の方々を対象としており、依頼者ではないの方々のお電話はご遠慮いただいております。

Q 2－3 対象弁護士らに連絡することは可能ですか？

A 2－3 懲戒の手續に付されたことをもって直ちに弁護士業務ができなくなることはありませんので、対象弁護士らに連絡することは可能です。（なお、Q 4－2 の回答もご参照ください。）

Q 3 懲戒手続について

Q 3-1 懲戒手続開始後の手続の流れを教えてください。

A 3-1 まず、当会の綱紀委員会で対象弁護士らに懲戒事由に当たる行為があったかどうかを調査します。その調査の結果、対象弁護士らの行為について懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めた場合に、当会の懲戒委員会で審査を行い、対象弁護士らを懲戒することが相当かどうか、懲戒する場合には懲戒の処分の内容を決定します。

Q 3-2 懲戒の種類にはどのようなものがありますか？

A 3-2 懲戒処分には、戒告、2年以内の業務停止、退会命令、除名の4種類があります。ただし、対象弁護士法人は当会地域内に従たる事務所を有しませんので、退会命令の対象にはなりません。業務停止、除名といった懲戒処分を受けると、対象弁護士らは弁護士の業務をすることができなくなります（※業務停止ならば、その期間中に弁護士の業務をすることができなくなります）。

Q 3-3 対象弁護士らには懲戒処分がなされますか？懲戒処分がなされるとしたらその種類は？懲戒処分がなされるとしたらいつごろですか？

A 3-3 具体的な判断については当会内の独立機関（綱紀委員会及び懲戒委員会）の調査及び審査に委ねられるため、その結果が出るまでは確定的なことはお答えできません。

Q 3-4 対象弁護士らが業務停止、除名といった懲戒処分を受けた場合には、自分が依頼した事件はどうなりますか？

A 3-4 その場合、業務停止期間が1か月以下で例外的な事情があるときを除き、懲戒処分を受けた対象弁護士らは、受任していた事件を全て辞任することとなり、依頼者に辞任の連絡をした上で、必要に応じて事件記録の返還や金銭の精算を行うこととなります。もっとも、上述したとおり、対象弁護士法人はすでに破産手続開始決定を受けており、同法人との委任契約は当然終了となりますので、必要に応じて破産管財人に対して事件記録の返還や金銭の清算を求めてください（Q 4-3、Q 4-4、Q 4-5 もご参照ください）。

Q 3-5 対象弁護士らが懲戒処分となった場合には、公表されますか？

A 3-5 当会の規則等に基づき、処分結果等を踏まえ公表の可否を決定いたします。

Q 4 現在依頼している事件について

Q 4-1 対象弁護士らに事件を依頼しているが、（対象弁護士らが懲戒の手續に付されたことにより、）自分の依頼事件はどうなりますか？

A 4-1 対象弁護士法人については、本年10月8日付けで、横浜地方裁判所より破産手續開始決定がなされました（破産手續に関する情報はQ 1を、また、破産手續に関する詳しい説明はQ 5をご参照ください）。

そのため、懲戒の手續に関わらず、対象弁護士法人との間で締結されていた委任契約は、民法上当然に終了しますので、依頼事件に関する委任契約も当然終了することとなります。

Q 4-2 対象弁護士らとなかなか連絡がとれません。どうしたらよいですか。

A 4-2 上記のとおり、対象弁護士法人は破産手續開始決定を受け、事務所を閉鎖したという連絡を受けておりますので、現在、対象弁護士らとの連絡が取りにくい状況が続いているものと考えられます。

どうしても対象弁護士らへの連絡が必要である場合には、具体的な要望事項と期限等を明記して、郵便、電子メール等の電話以外の手段で回答を求める等の連絡を取ることをご検討ください。

なお、対象弁護士法人が受けた破産手續開始決定により、対象弁護士法人宛での郵便物は破産管財人に転送されますし、対象弁護士に対する郵便物も転送される可能性があります（最終的には破産管財人を介して対象弁護士らに渡されることとなります）。

Q 4-3 対象弁護士らに対して、支払った預り金や弁護士費用の清算を求めたいです。

A 4-3 上記のとおり、対象弁護士法人が破産手續開始決定を受けたことにより、破産管財人が選任されました。預り金や着手金等の返還を希望される場合は、今後の破産手續の中で債権の届出を行っていただき、返還の可否や返還金額等が判断されていくこととなります（破産手續に関する詳しい説明はQ 5をご参照ください）。

預り金や着手金等の返還に関するお問い合わせは、対象弁護士らではなく、破産管財人の特設電話番号（050-1792-8330又は050-1792-8053）におかけください。

なお、対象弁護士法人の債権者に当たる依頼者の皆様へは、破産管財人から破産手續に関する通知が10月10日に発送されるとのことです。対象弁護士法人に債権があるにもかかわらず、破産管財人から10月17日までに破産手續に関する通知が届かない場合には、ご自身で上記の破産管財人の連絡先に問い合わせを行っていただき、債権届出の方法等についてご確認ください。

また、今後の破産手續の中で、ご自身で債権届出等の対応をされるのが不安

な方は、弁護士への法律相談の活用もご検討ください（相談窓口についてはQ 6をご参照ください）。

Q 4－4 対象弁護士らに依頼していた事件の今後の処理はどうすればよいのでしょうか。

A 4－4 上記のとおり、対象弁護士法人が破産手続開始決定を受けたことにより、対象弁護士法人に依頼をしていた事件に関する委任契約は当然終了することとなります。そのため、今後は、別の弁護士へのご相談やご依頼を検討いただくことが考えられます。

お住まいの地域の当会法律相談センター、自治体相談、法テラスその他の弁護士が直接面談を行う相談場所等にお問い合わせいただくことをご検討ください（詳しくはQ 6をご参照ください）。

なお、裁判期日が迫っているなどの緊急の場合には、事件が係属している裁判所の担当部等に連絡の上で事情を説明し、対応について協議してください。

Q 4－5 対象弁護士らに、預けた資料もあります。それらについては、返してもらえるのでしょうか？

A 4－5 対象弁護士法人は既に破産手続開始決定を受けていますので、依頼者との委任契約は終了しており、預けてある資料等は返還を求めることができます。具体的にどのように返還を受けるかにつきましては、進行中の破産手続との関係もありますので、まずは破産管財人の特設電話番号（050-1792-8330、または、050-1792-8053）にお問い合わせください。

Q 5 破産手続について

Q 5-1 対象弁護士法人が破産したと聞いたが、本当ですか。

A 5-1 対象弁護士法人に関しては、令和7年10月8日午後4時付けにて、横浜地方裁判所より破産手続開始決定がなされています。

破産手続に関する情報は以下のとおりです。

事件番号 横浜地方裁判所 令和7年（フ）第2511号

破産管財人

〒231-0005

横浜市中区本町1丁目3番地 綜通横浜ビル8F

立川・及川・野竹法律事務所

電 話 050-1792-8330

050-1792-8053

FAX 045-664-9118

破産者弁護士法人小田原三の丸法律事務所

破産管財人 弁護士 及川 健一郎

Q 5-2 破産手続とは何ですか。

A 5-2 破産手続とは、破産者が借金等、返さなければならないお金を、今ある財産や収入で返せなくなった場合に、裁判所が任命した破産管財人が、破産者に代わって破産者の財産を管理し、その財産をお金に換えて、債権者への支払いに充てる手続のことをいいます。

破産手続が開始されると、破産者の財産の管理処分権は破産管財人に移るので、財産の散逸を防ぐことができます。

そのかわり、債権者は、原則として、破産手続における配当によって、債権額に比例した割合の按分弁済を受けることになり、個別に弁済を受けることはできなくなります。

Q 5-3 破産ということは、預けたお金は返ってこないのでしょうか。

A 5-3 5-2で述べたとおり、破産者の財産をお金に換えて、配当に回すだけの財産（破産財団といいます）が形成できれば、債権額に比例した配当という形で弁済を受けることができる可能性があります。もっとも、めぼしい財産がなく債務額に対して十分な財団が形成できないときは、配当なく終了する場合も少なくありません。

このあたりは、実際に破産手続が進まなければ、はっきりしたことは分かりません。

また、債権者は、破産手続が開始した場合は、債権の届出をしなければ、配当を受けることができません。

対象弁護士法人の債権者へは、破産管財人から破産手続に関する通知が10月10日に発送されるとのことです。対象弁護士法人に対する債権があるのに、破産管財人から10月17日までに破産手続に関する通知が届かない場合には、債権者の方から5-1等に記載の破産管財人の連絡先に問い合わせを行っていただき、債権届出の方法等についてご確認ください。

Q 6 其他の相談窓口等

Q 6 - 1 弁護士会の方で、別の弁護士の紹介や窓口の案内をしてもらえませんか。

A 6 - 1 弁護士の紹介は当会から直接はできませんので、当会の設置する法律相談窓口にお問い合わせください。

原則有料相談であり、受任できるかどうかも、相談を受けた弁護士との協議次第となります。

また、経済的にお困りの方を対象に無料法律相談等を実施する法テラス（TEL：0570-078-374）のお近くの事務所等でのご相談が可能かどうかもお検討下さい。

なお、対象弁護士らは、小田原近辺で多くの依頼案件を取り扱っていたことから、小田原法律相談センターでは、担当弁護士が利益相反（弁護士が他の事件で相手方として事件を受けているなどして、ご相談者の方と利害関係が衝突すること）等の理由でご相談を受けられず、予約が入りにくくなっていますので、ご承知おきください。

Q 6 - 2 費用をかけずに一般的な無料相談を受けたい場合はどうしたらよいですか。

A 6 - 2 上記の法テラスのほか、お近くの自治体の役所等で弁護士等による無料法律相談等を行っていないか直接お問い合わせください。

以上